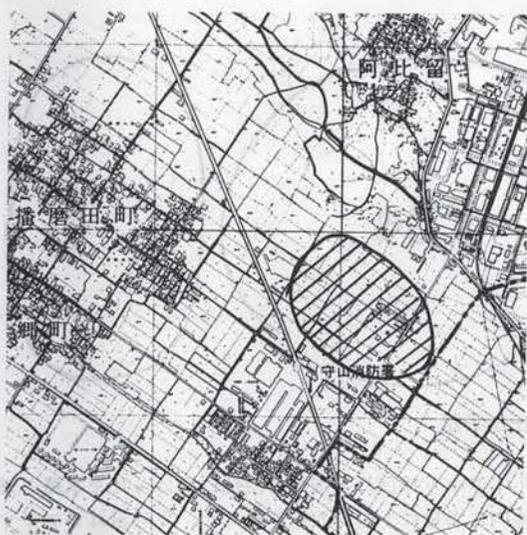


## 17. 守山市播磨田東遺跡 出土の石器



播磨田東遺跡は、播磨田町字太田・堂後・堂の前に所在し、地目は水田である。本遺跡は、(株)積水化学工業の宅地造成に先立つ埋蔵文化財確認調査において発見された弥生時代中期から古墳時代前期の竪穴式住居跡を中心とした集落跡で、野洲川田分流の江西川左岸微高地に立地する。確認調査は昭和52年10月から実施したが、今回は出土遺物のうち石器品(石器)について紹介しよう。

### (1) 片刃石斧 幅 5cm 残存長 5.7cm

頭部は片側に偏しており、体部は刃部に向わずかずつ内に入る形をとっている。側面は面取りがあり、一面だけはそれがない。刃部は、使用時に欠けたものか、残存していない。なお、石材は水成岩の粘板岩系のものである。これは住居跡わきの土塚から出土しており、伴出遺物として弥生式土器Ⅳ様式の甕がある。

### (2) 大型蛤刃石斧 最大幅 7.0cm 刃部幅 6.0cm 厚み(残存部) 4.4cm 残存長 9.1cm

丸みを帯びた砂岩系の長い自然石の片部を磨いたもので、胴部に自然面を残している。刃部と胴部との境は明瞭ではないが、刃部先端は鋭い。

### (3) 小型石斧 全長 6.9cm 最大幅 4.4cm 厚み 2.0cm

全面にわたって、ていねいな磨きかけられており、刃部は特に鋭い。頭部は胴部から細められ、片方に傾斜する面をもっておさめられている。胴部側面は面をもち、中央部は厚くつくられている。刃部は4か所欠けており、使用時の欠損と思われる。なお、胴部の磨きは、およそ12面(頭部・胴部上半・胴部下半・刃部にそれぞれ3面)にわけて磨かれたようで、わずかな稜が残る。その磨きの方向もその面で区分されている。

### (4) 柱状石斧 残存長 3.9cm 残存幅 1.6cm 厚み 0.9cm

幅、長さとも半折しており全容は不明である。断面形は凸レンズの端部を切断したような形で、おそらく柱状石斧と思われる。住居内で出土したものである。左側面は直線ではなく、残存部下端で外に伸びる形になっており、袂状の部分をつくり出し、着柄時にくくりつけるものと思われる。

### (5) 管玉① 残存長 2.0cm 直径 0.4cm 穴径 0.2cm

滑石製の管玉で、竪穴式住居内から出土している。なお、この竪穴式住居内からは、他の滑石片が多数出土しており、別に碧玉片も見られ、工房跡の可能性がある。

### (6) 管玉② 全長 1.3cm 直径 0.5cm 穴径 0.3cm

滑石製の管玉で、①と同じ住居内から出土している。

### (7) 用途不明品

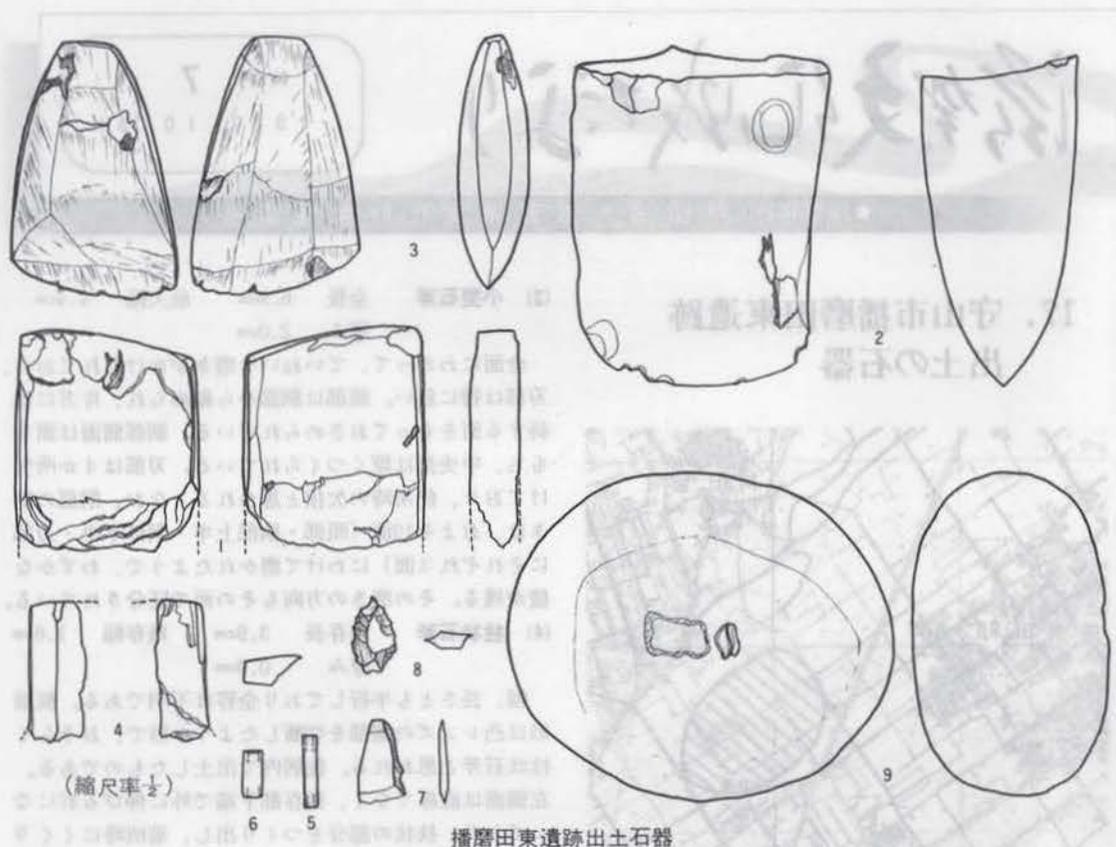
本遺物は、長さ 2.3cm、幅(残存部分)1.3cmである。粘板岩系の石材で、極めて薄くつくられ、上端・下端とも刃部をつくり出している。左側端は外面にふくれる面をもつ。両端に刃部をもち、しかも鋭いところから切断用の石器と考えてよいであろう。(ナイフか)

### (8) 石鎌 長さ 2.1cm 幅 1.2cm サヌカイト製

外刃部は鋭くつくるため押圧剝離しており、突起式鎌である。

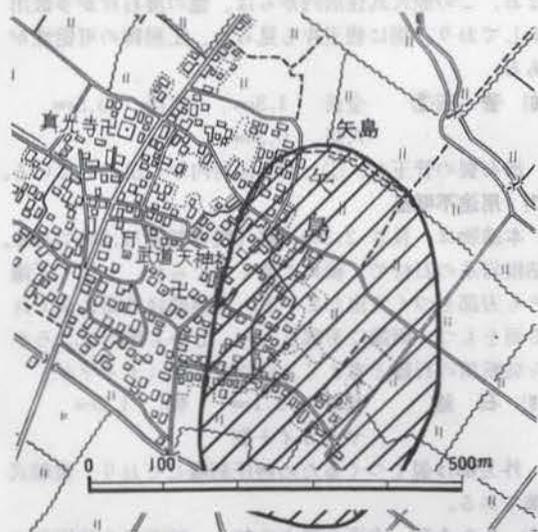
(9) たたき石 全面に磨きを加え、断面形を楕円形にしたもので、片面中央には浅いが小さな凹みをつくっている。

(山崎秀二)



播磨田東遺跡出土石器

## 18. 守山市寺中遺跡出土の 弥生式土器



昭和50年度の圃場整備の工事中に、水路掘削により掘り出された土器が、昭和51年5月に守山市教育委員会に届けられ、早速、現地を調査したところ、矢島町

小字寺中と呼ばれる畑地の西端に設けられた水路と畑地内に多量に土器の散布があった。その量はコンテナ7箱にも及び、集落跡の中心部分近くが掘削されたと考えられる状況であった。水路の一部の観察から耕土、床土、灰褐色粘質土、そして黒色有機質土の堆積があり、遺物は黒色有機質土中に包含されており、地表から約40cm下にある。この地は後に、分布調査および昭和51年度の圃場整備事業で、南北約200m、東西100m以上に及ぶ遺跡とわかり、しかも遺跡は弥生時代前期から平安時代にまで及ぶことが判明した。

本遺跡は、野洲川の沖積地の中央やや湖岸寄りにあり、境川からわかれて北流する旧河道の右岸微高地にある。この旧河道のやはり右岸、本遺跡の南方約1kmには掘立柱式建物を中心とする赤野井遺跡や、湖岸部に弥生時代前期の赤野井浜遺跡、赤野井浜北遺跡等があり、比較的近接した時代に密集したように集落跡が存在するという特徴ある地でもある。以下に、出土した遺物の報告をして、湖南地方に少ない弥生時代前期遺跡の紹介とした。

さて、出土した土器は点数にして1,000点を越す。種類は壺・甕が中心で、他の器種は極めて少ない。前期土器の器種の食しさをそのまま現おしているものと思われる。出土遺物は弥生時代前期に属するもの約20

%、中期78%、後期2%であった。これ以外の遺物では古墳時代土師器、須恵器、奈良時代土師器、須恵器、平安時代灰釉陶器がみられた。

壺① 口径26cm、胴部から大きく外反して直線的にのびる。口縁端部には刻目があり、外面は、粗いハケ目調整があり、内面には指ナデがある。

壺② 胴部から大きく外反して口縁部に至る頸部には、ヘラによる1条の沈線がみられる。口縁端部外面には刻目がある。口縁部内外面には指ナデ調整が施され、胴部内面のみハケ目調整がみられる。①より厚手で口径も小さい。

壺③ 胴部からゆるく外反し、口縁端部となる。外面にはヘラによる2条の沈線がみられ、口縁端部は刻目が施される。

壺①～④

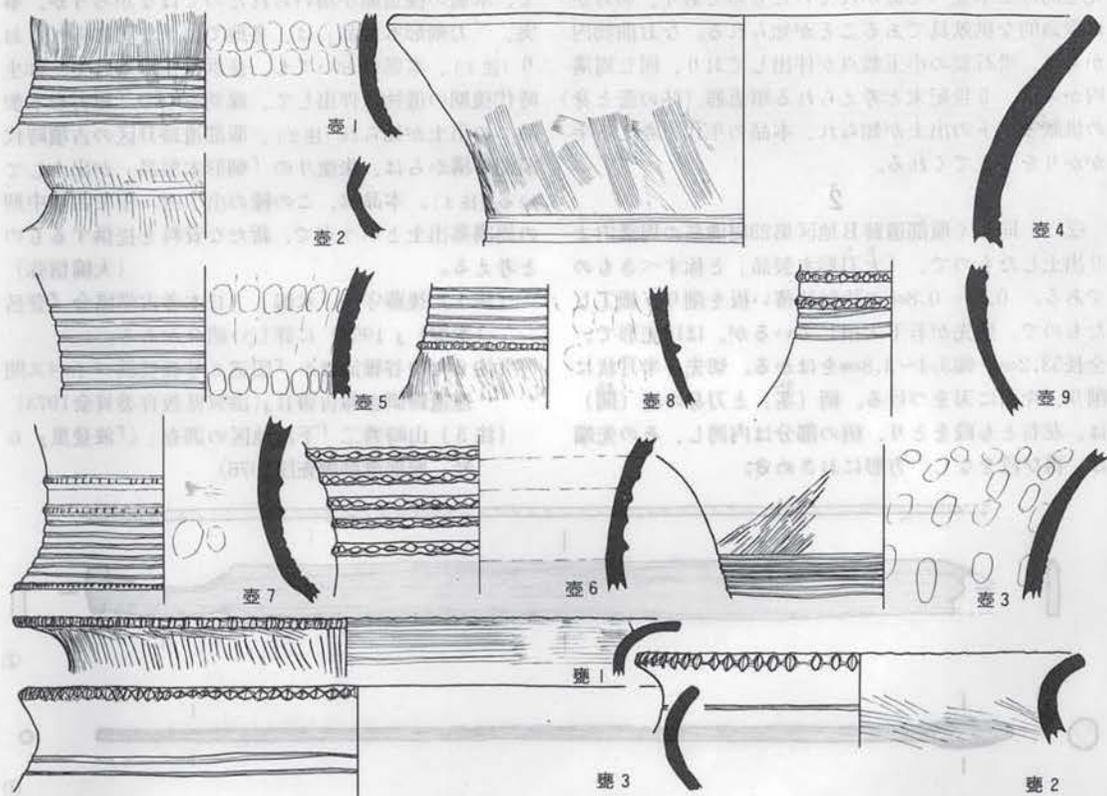
壺①～③、⑤、この種は、頸部にヘラによる沈線を有するもので、多いもので8条、少ないもので1条である。内面は指おさえののち指ナデで調整しており、外面はハケを用いている。形状は①が胴部から直立状に頸部がのび、②はヘラ沈線を境にくの字形に折れまがる頸部をもち、③は頸部が大きく外にひらくもので、⑤はゆるく外反する頸部である。④は

頸部に沈線（ヘラ）2条が残り、ゆるく外反する頸部に口縁部は少し内湾する。外面にはハケ目調整がみられる。

⑥～⑨は、頸部に貼りつけ凸帯をもち、中にはヘラによる沈線と並用しているものもある。⑥は5条の貼りつけ凸帯がみられ、それぞれが指おさえにより貼りつけられている。形状はゆるく外反する頸部である。⑦は胴部からゆるく外反する頸部に3条の凸帯と6条のヘラによる沈線が施されているもので、凸帯の面にはヘラによるおさえがみられる。⑧は1条の凸帯と6条の沈線が施された、ゆるく外反する頸部である。⑨はゆるく外反する頸部に2条の凸帯と3条の沈線とがあるもので、沈線が先に施され、後に凸帯を貼りつけたものであることがわかる。また別の土器片には沈線を施したあとに、その線上に粘土を貼りつけた例があり、あるいは、この類の凸帯は沈線状に施されたものと考えられるかも知れない。

以上の土器類は、その形態や手法からみて、前期新段階に属するものと考えられる。中期の遺物については、別の機会に報告したい。

(山崎秀二)



品類本原大 ⑤ 寺中遺跡出土土器 (縮尺率 $\frac{1}{3}$ )

## 19. 守山市服部遺跡出土の 武器形木製品について

服部遺跡では、わが国最古の共鳴箱付き「やまと琴」をはじめ、様々な木製品の出土が知られている。ここに紹介する武器形木製品2点は、その中でも特に興味深いものである。

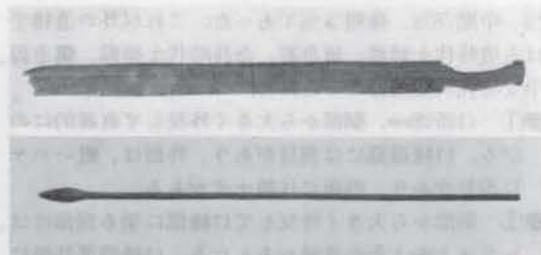
### 1

まず①は、服部遺跡A地区第12周溝墓の周溝内より出土したもので、「箭形木製品」とも称すべきものである。本品は、いわゆる箭の鏃の部分と矢柄（筈）の部分を一木から削り出したもので、木心部を鏃の部分に木取りするなど、慎重な配慮がみられる。全長55.0cm、矢柄の長さ50.0cm、鏃の部分で径1.9cm、矢柄の部分で径0.9cmの厚さをはかり、ほぼ、実物大と言ってよい。ふつう、古墳出土のものは全長80～85cmと言われ、正倉院宝物中の奈良時代の矢は、矢柄の長さ70cm余、全長80～85cmとされている。

本品は、言うまでもなく模造品で、明らかに祭祀用に用いられたものである。本品が周溝内出土のものであることは上に述べたが、径15～16mをはかる円形周溝墓の北溝内に供献された曲物の容器内に、台状部へ先を向け2本並べて置かれていたものであり、明らかに意識的な供献具であることが知られる。なお曲物内からは、滑石製の小玉数点が伴出しており、同じ周溝内からは、5世紀末と考えられる須恵器（杯の蓋と身）の供献セットの出土が知られ、本品の年代を考える手がかりを与えてくれる。

### 2

②は、同じく服部遺跡B地区第23周溝墓の周溝内より出土したもので、「大刀形木製品」と称すべきものである。0.5～0.8cmの比較的薄い板を削り、細工したもので、切先が若干欠損しているが、ほぼ完形で、全長53.2cm、幅3.4～3.8cmをはかる。切先を半月状に削り、片面に刃をつける。柄（茎）と刀身の境（蘭）は、左右とも段をとり、柄の部分は内湾し、その先端は、再び段をなし、方形におさめる。



本品は、径26～27mをはかる服部遺跡の周溝墓中最大の円形周溝墓の東溝内より出土したもので、木製品ではほかに、鋤、片口などが、土器では須恵器の大甕2点などが出土している。これらの伴出遺物より、本品の所属年代はおおよそ5世紀末～6世紀初頭におくことができると考える。

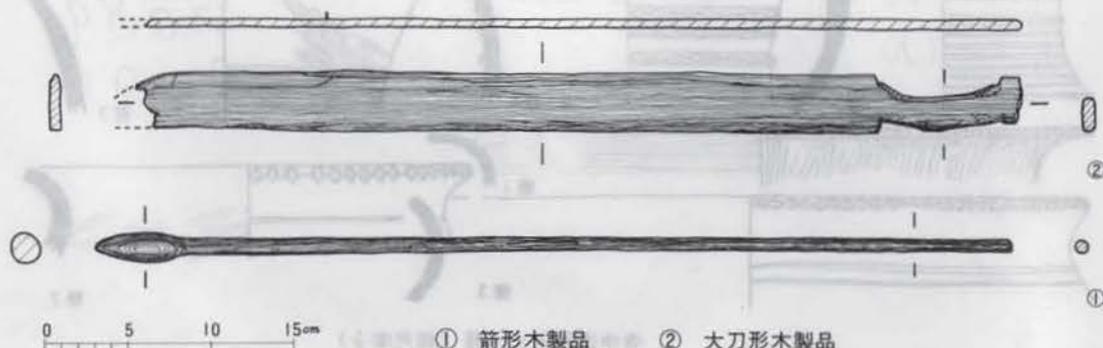
言うまでもなく本品も、実用品ではなく祭祀に用いられたと考えられるが、周知のように、刀剣は玉や鏡とともに、「神のよりまし」として重視されたものである。『日本書紀』仲哀天皇八年春正月条によれば、天皇の行幸を聞いた「岡縣主祖熊罴」（北九州の豪族）が、「五百枝の賢木」の上枝に「白銅鏡」を、中枝に「干握劍」を、下枝に「八尺瓊」を、それぞれつけて出迎えたとあり、儀礼における刀剣の具体的なあり方を示している。そして、かかる儀礼には、実物に替えて、木製の模造品が用いられたのではなかろうか。事実、「刀剣形木製品」は、各地で出土が報じられており（注1）、本県においても、長浜市鴨田遺跡で、弥生時代後期の遺物に伴出して、線刻をもつ「短刀形木製品」の出土が知られ（注2）、服部遺跡D区の前古墳時代の溝からは、朱塗りの「剣形木製品」が出土している（注3）。本品は、この種の出土例の中で古墳中期の周溝墓出土という点で、新たな資料を提供するものと考えられる。

（大橋信弥）

（注1）後藤守一「木器」（日本考古学協会『登呂（本編）』1954）に詳しい紹介がある。

（注2）中谷雅治ほか『国道8号線長浜バイパス関連遺跡調査報告書Ⅱ』（滋賀県教育委員会1973）

（注3）山崎秀二「下流地区の調査」（『波登里』6号 服部遺跡調査団1976）



① 箭形木製品 ② 大刀形木製品